

別紙 2

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」等の取扱いについて（令和 7 年 5 月 15 日付け医政研発 0515 第 18 号厚生労働省医政局研究開発政策課長通知） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
I ～ V （略） VI 認定再生医療等委員会について （１）～（６） （略） （７） 省令第 44 条関係 （略） ここでいう「社会的信用」については、当該委員等個人の資質を総合的に勘案して認定再生医療等委員会の設置者が適切に判断すべきものであるが、例えば以下の観点が想定される。技術専門員の取扱いについても同様とすること。 ①～③ （略） ④ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことがない。 （略） （８）～（54） （略） VII （略）	I ～ V （略） VI 認定再生医療等委員会について （１）～（６） （略） （７） 省令第 44 条関係 （略） ここでいう「社会的信用」については、当該委員等個人の資質を総合的に勘案して認定再生医療等委員会の設置者が適切に判断すべきものであるが、例えば以下の観点が想定される。技術専門員の取扱いについても同様とすること。 ①～③ （略） ④ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことがない。 （略） （８）～（54） （略） VII （略）